~光画関係法やについて~ 平成28年度集団指導(

香川労働局 監督課

つ、約8割で法令違反を指摘 ~平成25年の監督指導実施状況について~ 定期監督等を1,243件実施(

* 定期監督等の実施状況

ノ、いのした 976事業場 (78.5%) で何らかの労働基準関係法令違反を 認め、是正の指導を行った。法令違反の主な内容は、労働時間に関するもの317件、安全基準に関するもの296件、健 して定期監督等を実施(康診断に関するもの251件であった。 県内の1,243事業場に対し

「定期監督等」とは、労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に 基づき、労働基準監督官が定期的に又は労働災害の発生等を契機と して事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合には、 事業主に対して是正を勧告、指導するもの。

- * 申告処理の状況
- 解雇に関するも 労働者からの申し立てを受け、243件の申告処理を行った。 の49件であった。申告を端緒とした監督における違反率は 賃金不払に関するもの166件、 69.3%であった。 主な内容は、 *
- 、事業場が労働基 申告を受けた労働 「申告」とは、労働者から労働基準監督署に対し、事業場が労働 準関係法令に違反している旨を申し立てること。申告を受けた労 基準監督署では、違反の事実を確認し、違反が認められた場合に るなどにより改善を図っている。 指導すど

*

平成25年における定期監督等実施状況(抜粋)

	建	34	33.3%
皇反率)	領場	Ξ	10.8%
反内容 下段は違反率	就業規則	22	21.6%
主な違反内容、件数、下段は	即電	32	31.4%
主な。 (上段は件数、	新	30	29.4%
	労条の事件明示	31	30.4%
草	掛		90.2
型 · 区 :	事 謁 ※ 数		92
智	事 蝎 業 数		102
	牌	保健	無無

- * 労働条件の明示
- * (労働基準法第15条)
- 労働者を雇い入れる際に、雇用期間、就労場所、労働時間、 休日、賃金等の主要な労働条件を書面で明示していないもの、 又は明示すべき事項を明示していないもの。

労働時間

(労働基準法第32・40条)

・時間外・休日労働協定(36協定)を締結・届出していな

いのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。

・時間外・休日労働協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせているもの。 *

- * 割増賃金
- * (労働基準法第37条)
- 法定の割増賃 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、 金を支払っていないもの(賃金不払残業)
- 単価計算に算 残業実績に応じ割増賃金を支払っているが、 入すべき手当等を算入していないもの。

- 就業規則
- * (労働基準法第89条)
- 10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していないもの。作成又は変更した就業規則を労働基準監督署に届け出てい
 - ないもの。 *

- (賃金台帳)
- (労働基準法第108条)
- 事業場ごとに賃金台帳を調製していないもの。
- 労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していな •手当額、 いもの。 *

- 健康診断
- * (労働安全衛生法第66条)
- ・日勤者の場合には1年以内ごとに1回、夜勤を含む交替制 勤務により常時深夜業を含む業務に従事している場合には、 6月以内ごとに1回、定期に健康診断を行っていないもの。 *

平成25年における申告の状況(抜粋)

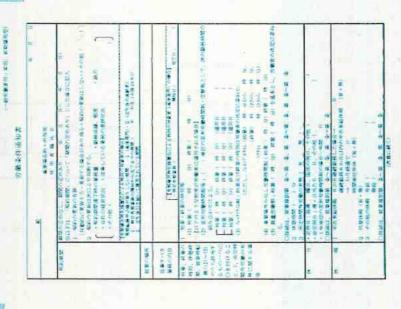
	労働安全	衛生法	m
	最低賃金	坦	7
の内容		その他	37
主な中告の内	労働基準法	労働時間	0
	労働	解雇	49
		賃金不払	166
	申告件数		243

労働関係法令を遵守するためのチェックポイント

- 労働条件通知書の交付状況について
- * 労働者名簿の備え付けについて
- (電金台帳の備え付けについて) (1)
- 賃金台帳に記載されている労働時間の根拠となる書類等について
- 賃金台帳上、法定の控除科目以外の控除科目があった場合のその根拠と なる労使協定について
- * 割増賃金の計算方法について
- * 労働時間の管理方法について
- 時間外労働等が生じている場合の36協定の有無について
- * 年次有給休暇の管理状況について
- * 就業規則の周知状況について
- 健康診断の実施状況について 有所見者の事後措置を含む、

労働条件通知書

- 労働基準法第15条 *
- 書面作成の必要性 *
- 交付時期の確認
- 書面記載事項の確認
- 労働契約期間
- 有期労働契約の場合はその基準
- 就業の場所
- 従事すべき業務
- 始業及び終業の時刻等
- 休憩時間
- 大田
- 賃金に関する事項
- 解雇に関する事項 過職、



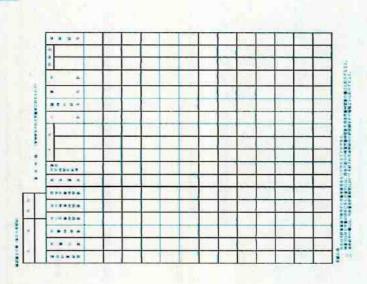
労働者名簿

- * 記載内容
- ・労働者の氏名
- 。 生年月日
- 。爾薩
- * 性别
- * 住所
- *・従事する業務の種類
- ・雇入れの年月日
- *・退職年月日及びその事由
- *・死亡の年月日及びその原因

學芸	е н		医毒士 心体室		# #	
	## = =		ご重型 宗教士の他変	. +1	原文共和共立	
50 節	* * =	- 5				lw.
東は	全年(を を を を を を を を を を を を を		×	22		
E 10				£6		4
E D				66		

責金台帳

- * 労働基準法第108条
- 記載内容
- *・賃金計算の基礎となる事項
- 賃金の額
- * 性别
- 賃金計算期間
- ·
 労働日数
- 労働時間数
- *・時間外労働、休日労働及び深夜
- 労働時間数
- * ・基本給等の金額
- ・賃金の一部を控除した場合はその額



賃金控除に関する協定書

- * 労働基準法第24条
- 基本的に様式は任意
- * 事理明白なもののみ認めたる
- * 協定内容として
- * 控除の対象となる具体的な項目
- * 控除を行う賃金支払日の記載

(単体的な関係を行ういた)

資金控除に関する協定書

社会福祉法人 と回社会福祉法人議員代表 は、労働基準法第24条第1項回書に基づき資金控係に関し、下記の通り指定する。

品

- 1 社会福祉法人は、毎月 日の賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。
- (1) 財形
- (2) 生命・損害保険料

(3) 與斯代

- 2 前記(1)から(3)について未払い金を残したまま職員が死亡または追購したときは、追贈金支払いの際、それぞれ控除することができる。
- 3 この協定は早版 年 月 日から有効とする。
- 4 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の適ち者しない限り効力を有するものとする。

中成 年 月 日

使用耆氏名 社会福祉法人

国員代表氏名

0 0

割増賃金の計算方法について

月給制の場合

目給額+諸手当(※) ÷年間平均1か月の所定労働時間数×割増率

※ 諸手当については原則全額割増賃金の対象となる。ただし、 令で定められている次の手当については除外できる。

* ①家族手当

* ②通動手当

3別居手当

4子女教育手当

。 ⑤住宅手当

。⑥臨時に支払われた賃金

* ⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

割増賃金の計算方法について



時間外(法定外休日)労働の割増賃金率

例)所定労働時間が午前8時30分から午後5時(休憩1時間)までの場合

PM 5:00~PM 5:30-1時間当たりの資金×1:00×0.5時間 法配場 PM 5:30~PM10:00-1時間当たりの資金×1:25×4.5時間 法危時 PM10:00~AM 5:00 1:25+0.25)×7時間 対危部 対応部 1:50 (1:25+0.25)×7時間

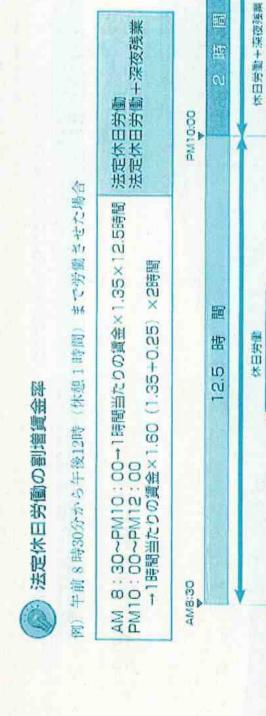
法定時間內残業 法定時間外代業 法定時間外一深夜残業





時間外労働見会い分を手当として支払っている場合は、その時間を明確にし、それを上国る時間について割増貸金を支払わ なければ、労働悪準治第37条道反になります。

割増賃金の計算方法について



PM12:00

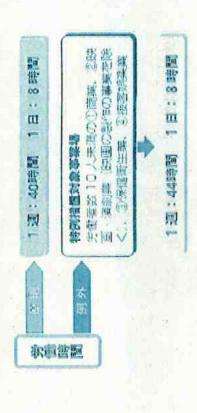
割開降金 3割5分以上

労働時間の管理方法について

* 法定労働時間とは

勞働時間 (第32条)

床態時間を除いた。日に8時間、1週間に40時間を超えて労働がむにはいけません。



図形が密体高熱を採用することによっ、 適も 非電光像を関係することがか多味を 図形を意味園間は、社会経済重整の倒われ 対応するとともに、適本2日型の構成、中 直本日数の結ば、製税の開催に占した新 意味園の配むを行うことによった、影響株 適を指摘することを目的とするののです。

夏の対象学のしつのませのできらりです。 存む、仲少者(第18 教术権)、指摘部に しいたは、対形が管帯圏型の補正に一杯の 魍節がめいせた。

労働時間の管理方法について

変形労働時間制とは、繁忙期の所定労働時間を長くする代わのに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、労使が工夫しながら労働時間の配分などを行い、こ れによって全体として労働時間の短縮を図るための制度である。 *

* 1箇月単位の変形労働時間制

* 1年単位の変形労働時間制

時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)

(株)
「日本のでは、中のでは、中のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、中のでは、日本ので
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
新聞の本のの様のの本のの様子の事態 (株別の事態 (株別の事態 (株別の事の) (本別 (株別の本の事の本の (本別の表現での本の (本別の表現での本) (本別 (本別の本別 (本別の本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (本別 (
10年 10年 10日
(日) 「 「
北美州美術山市市

年次有給休暇(第39条)

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤 した労働者に対して最低10日を与えなければなりません。

いわゆるパートタイム労働者についても、原則として同様に扱うことが必要です。



年次有給体限の付与日数

(1) 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

6.5以上	8
	82
4.5	16
ത്	14
ന ല	12
	7
0.5	01
維結動務年数	(4) 中田 英田 世 (4)

(3) 通所定労働日数か4日以下かつ通所定労働時間が30時間未満の労働者

		10.143	141			
	8.5以上	盟	믵	in in	띮	を 日本 A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	5.5	田 四	四.	田田	田田	A District
賦	4.5	出	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田田	띪	The second
超個	10	108	田8	田	띪	
精	25	品	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	Ü	en m	
	i.i.	8	(1)	믁	믮	
	0.5	H	出	出	田田	
[本體の	引起形置日野。	168日~216日	12月~158日	73 B~120B	48日~72日	
位上原	300	ST.	贸	EU.		
		吏	ं गो	Ш	報	

※ 適以外の整體によって金種日数が定該られている場合

平成 年度(平成0年0月0日~) 年次有給休暇管理簿 所属: OO部OO離 対路Na: OOO 原名: OO OO

入社年月日	中成0年4月1日		OHO)
1年度付与	800	# 60	900
日本保護日	80	(うち指数単位の語)	40時間(6日紀

3																				
Contractor	-	/	\	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	\
100	9205740	40																		
時間便位	使用時間	/																		
BICL	韓日製	18																		
1日集位	使用日間	/																		
	日・日・井																•			
故障年月日		1	ž	5	5	5	5	1	5	1	3	1	3	1	5	5	2	5	1	
鍛	~ 目·旨·由								•											

※親日親は、場階単位等体(5日)を築いた日数とする。 ※我日載がゼロで、戦争権が日の組合、日毎間公在・日として独日群を振り替え、1日単位での 家用日旅日数とみなりて管理する。

- * 労使協定で定める事項
- * ①時間単位年休の対象者の範囲
- * ②時間単位年休の日数
- * ③時間単位年休の1日の時間数
- * ④1時間以外の単位で与える場合の
- 時間数
- * 厚生労働省H.P.
- * 政策について
- * → 分野別の政策一覧
- * → 雇用·労働
- * → 労働基準
- * → 改正労働基準法(平成22年)

時間単位での年次有給休暇取得に関する協定書

第1条 すべての従業員を対象とする。

第1条 すべての従業員を対象 (日数の上間)

第2条 年次有部体銀を抽間単位で取得することができる日数は5日以内とする。(1日分年次有路体銀に相当する時間単位年体)

第3条 年次布部体験な暗語単位で数部する場合は、1日の年状有能体験に指当する語彙を開発は、次表のたおのとする。

1	所定労働時間数	1日の換解時間割
0	所定労働時間が5時間を超え8時間以下の者	6時間
0	所定労働時間が6時間を超え7時間以下の音	了時間
60	所定労働時間が了時間を超え8時間以下の背	8時間

(取得単位)

第4条 年次有総体報を時間単位で取得する場合は、1時隔単位で取得するものとす

(政治語の資金)

第5条・
本苑庁の福祉単位弁矢に対して女立がたる魔伯は、「通弟の魔役」によらは
写し女話かる。
(油色麗色)

第6条 本協党の有効問題は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。 ただし、有効期間満江の1か月前までに、会社、校業員代表いがれから中央の中央のようない。 から中央中がないときは、さらに1年間有効関固を延長するものとし、以降も同語をディナギ

기

平线 年 月 日

林式会社

労働基準法第89条、第90条

* 必ず記載しなければならない事項

のお業及び終業の時刻

所定労働時間の開始時刻・終了時刻の定めのこと。

1日8時間労働する、等の規定は要件を満たさない。

職種別に、異なる場合はそれぞれ職種別に規定なければならない。

その間の 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げが行われる場合には、

。定めが必要。

変形労働時間制をとる場合には、その旨の定めが必要。

* ②休憩時間

休憩時間の長さ、与え方(一斉・交代付与)等についての定めの

ر ر ا 休憩時間の繰上げ・繰下げが行われる場合には、その旨の定めが

多脚。

-

* ③休日

休日の日数、与え方等についての定めのこと。

振替休日、代休制度かある場合は、その旨の定めが必要。

4个版

年次有給休暇、産前産後休暇、生理休暇等についての定めのこと。

育児介護休業法に基づく育児休業及び介護休業

(夏季·年末年始休 使用者が任意に与えることとしている諸休暇

殿·慶弔休暇)

*

* ⑤交替制の場合の就業時転換に関する事項

労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合の交替期日ある

いは交替順序等についての定めのこと。

◎賃金の決定、計算及び支払方法 賃金の締切り及び支払時期

* ⑦昇給に関する事項

昇給期間・昇給率その他の昇給の条件等についての定めのこと。

⑧退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

任意退職・解雇・定年制・契約期間満了による退職等のこと。解雇の事由については、少なくともどのような事実がある場合 労働契約が終了するすべての場合についての定めのこと。

解雇されることになるのかが明確になっているのかが必要である。 解雇の事由については、

- 定めをする場合は記載しなければならない事項
- 制度があれば、
- ・適用される労働者の範囲
- ・退職手当の決定、計算及び支払いの方法
- ・退職手当の支払の時期について
- 以上にしいての記めるに
 方。
- 退職手当の不支給事由又は減額事由を設ける場合は記載する必要
- がある。

⑩臨時の手当・賞与・最低賃金額について定める場合には、これに

開する事項

その支給制度として確立している支給条件、支給時 賞与については、

期について記載する必要がある。

*

①食費・作業用品などを負担させる場合には、これに関する事項

-

①安全・衛生に関する事項について定める場合には、これに関する事項

*

(3)職業訓練に関する事項について定める場合には、これに関する事項

業務外の傷病扶助について定める場合には、これに関 40災害補償、

する事項

*

(6表彰、制裁について定める場合には、 これに関する事項

制裁の定めをする場合は、必ずその「種類及び程度」を記載する

必要がある。

譴責・減給・出勤停止・昇給昇格の停止・降職・懲戒解雇等

当該事業場の全労働者に適用される事項について定 (6上記のほか)、

める場合には、これに関する事項

健康診断の実施状況について

- : 雇入れ時の健康診断
- 1年以内ごとに1回の定期健康診断
- 深夜業等の特定業務に常時従事する労働者については、6か月以内
- 非正規労働者に於いても、次のいずれにも該当する者は必要です。
- ①期間の定めのない労働契約又は1年以上の有期の労働契約により 使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用される ことが予定されている者
- ②週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以 上である地

労使協定が必要な場合

監督署	届出不要	届出必要又は 就業規則	国出必要	国出必要	届出不要	
根拠条文	第24条	第32条の2	第32条の4	第36条	第39条	
田・	賃金から食事代等を控除する場合	1箇月単位の変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	時間外労働・休日労働	時間単位の年次有給休暇	35

労働基準法関係チェックシート

の倒来什起和音・力量	助契約関係(労働基準法第 15 条関係)	
書面明示事項	契約期間(有期契約又は無期契約)	
	就業の場所	
	従事すべき業務	
	始業、終業の時刻	
	所定時間外労働の有無	
	休憩時間	
	休日	
	休暇	
	就業時転換に関する事項	
	賃金の決定	
	計算の方法	
	締切、支払時期	
	退職に関する事項(解雇の事由を含む)	
相対的明示事項	定めをした場合に明示しなければならない事項	
	退職手当に関する事項	
	臨時に支払われる賃金、賞与に関する事項	
	労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する 事項	
	安全衛生に関する事項	
	職業訓練に関する事項	
	災害補償、業務上の傷病扶助に関する事項	
	表彰、制裁に関する事項	
	休職に関する事項	
有期労働契約の追加	更新の有無	
	判断基準の明示	
パートの追加事項	昇給の有無	
	賞与の有無	E
	退職金の有無	С
	相談窓口の記載	Е
保管	雇入れに関する書類の保管(3年)	Г
その他		

労使協定		
	選出目的を明らかにしている	
	労働者代表は管理監督者に該当しない労働者である	
	投票、挙手等、民主的な方法により選任されている	
その他		
労働時間の管理方法	、タイムカード、出勤簿関係(労働基準法第32条関係)	
	法定労働時間を理解している	
	タイムカード等客観的な記録で管理している	
	自己申告制の場合、自己申告を適正に行うための措	
	置を行い、適正に管理している	
	所定時間外労働等の把握ができている	
	集計の計算方法は適正である	
	労働時間の管理・把握は適正である	
保管	記録の保存は適正である(3年)	
その他		
変形労働時間制等(労働基準法第32条の2、第32条の4関係)	
	協定書が締結されている	
	協定届を労働基準監督署へ届出ている	
	協定書に基づいて労働時間が適正に管理されている	
1 か月単位の変形	労使協定又は就業規則により採用している	
	1 か月以内毎の期間毎に勤務シフトを定めている	
1 年単位の変形	対象期間が 1 年の場合の労働日数が 280 日以内	
	1日の労働時間の上限が10時間	
	1 週の労働時間の上限が 52 時間	
	連続労働日数が6日	
その他		
休憩時間(労働基準	法第34条関係)	4
	休憩時間の長さは適正である	
A	休憩時間は労働時間の途中で与えている	
	休憩は一斉に与えている(例外有)→労使協定等	
その他		
休日(労働基準法第	35 条関係)	Ħ
	1週1休又は4週4休となっている	
	休日の振替、代休の付与は適正である	
その他		

The state of the state of the	動に関する協定届(36協定)(労働基準法第36条関係) 36協定を締結している	_
	協定届は事業場毎に締結し備え付けている	
	協定届を労働基準監督署へ届出ている	
	届出は有効期間開始前に行っている	Г
	時間外労働等の具体的事由は適正である	
	時間外労働等の延長時間は協定の範囲内である	Е
	延長時間の起算日を管理している	- [
	協定の有効期間は1年以内になっている	L
特別条項付協定	特別条項付協定を締結している	
	特別の事情は具体的で臨時的なものである	E
	特別条項の延長時間は適正である	E
	特別条項を発動する手続きは適正である	
	特別条項の発動回数は適正である	E
	特別条項に対する割増率が協定されている	Γ
	協定内容の周知は適正にされている	E
その他	- It is an installand a second	
賃金の支払い(労働	基準法第24条関係)	
	通貨で支払っている	
	口座振り込みの場合は労使協定を締結の上本人から	Г
	同意書取得している	
	全額支払っている	
	賃金控除がある場合は、労使協定を締結している	L
	毎月1回以上、一定期日に支払っている	E
	労働者に直接支払っている	
	最低賃金を下回っていない	Г
その他		E
賃金の計算(労働基	基準法第37条関係)	
	割増賃金の分母、分子の算出方法は適正である	
	割増賃金の対象手当は適正である	Е
	支給項目、控除項目、端数処理方法は適正である	
	社会保険料、雇用保険料の控除額は適正である	Ē
	法定項目以外の控除には、労使協定を締結している	

7)	取得・管理方法が整備されている	
	付与日数は適正である	
	年次有給休暇を取得した者が、賞与の査定等におい	
	て不利益を受けることはない	
	付与日数等を労働者に周知している	
計画的付与の場合	計画付与の労使協定は適正に協定されている	
	時季変更権を行使したことがある	Г
	年次有給休暇取得時の賃金支払いは適正である	
時間単位付与の場合	時間単位の年次有給休暇を制度化している場合は、 労使協定を締結している	Е
その他		
管理監督者(労働基準	基法第 41 条関係)	
	管理監督者の範囲は適正である	Г
	監視又は断続的労働に従事する者の範囲は適正であ る	Г
	法第41条の適用除外の運用は適正である	Г
その他		
就業規則(労働基準法	5第89条、第90条、第92条関係)	
	作成および届出は適正である	
絶対的必要記載事項	必ず定めをしなければならない事項	
	始業及び終業の時刻	E
	休憩時間	C
	休日	Ę
	休暇	. [
	交替制の場合には就業時転換に関する事項	[
	賃金の決定	
	賃金の計算	
	支払方法	Γ
	賃金の締切	Į
	支払の時期	[
	昇給に関する事項	I
	退職に関する事項(解雇の事由を含む)	I
相対的必要記載事項	定めをする場合は記載しなければならない事項	

1	臨時の賃金(賞与)	
	最低賃金に関する事項	
	食費、作業用品などの負担に関する事項	
	安全衛生に関する事項	
	職業訓練に関する事項	
	災害補償、業務上の傷病扶助に関する事項	
	表彰、制裁に関する事項	
	その他全労働者に適用される事項	
その他		
労働者名簿(労働	基準法第 107 条関係)	
法定記載項目	労働者名簿の調製をしている	
	氏 名	
	生年月日	
	履歴(最終学歴、従事している職務内容等)	
	性別	
	住 所	
	30人以上の事業場の場合は従事する業務の種類	
	雇入れ年月日	
	退職の月日とその事由	
	死亡の年月日とその原因(解雇の場合はその理由)	
保管	労働者名簿の保存(3年)	
その他	変更があった場合に遅滞なく変更を行っている	
賃金台帳(労働基	準法第 108 条関係)	
法定記載項目	賃金台帳の調製をしている	
	氏 名	
	性別	
	賃金(諸手当、賞与を含む)毎の計算期間	
	労働日数	
	労働時間数	
	時間外労働・休日労働・深夜労働の労働時間数	
	賃金の種類(基本給、諸手当)毎の金額	
	控除の内容とその額	
保管	賃金台帳の保存(3年)	
その他	法定控除以外の場合の労使協定	